

平成20年4月4日

更新時にご提供する約款(冊子)のオーダーメイド化について

～お客さまへの分かりやすいご説明の強化～

第一生命保険相互会社(社長 斎藤 勝利)は、平成20年5月より、更新時等の「ご契約期間中」にお客さまへご提供する保険約款について、ご契約内容に合わせてオーダーメイド化した約款冊子をご提供します。これは、生命保険業界初の取組みとなります。

当社では、これまで、「ご契約時」、「ご契約期間中」にお客さまへ提供する保険約款について、お客さまの声をもとに、文字や冊子を大きくするなどの「見やすさ」、「分かりやすさ」を追求してまいりました。今回、「お客さまが知りたいこと、重要なことを分かりやすくご説明する」取組みを一層強化すべく、約款冊子のオーダーメイド化を実現します。

従来複雑な保険約款の構成等をさらに見やすく、分かりやすくするために、次のような取組みを行っていきます。

- ・更新時等の「ご契約期間中」にお客さまへ提供する保険約款について、ご契約内容に合わせてオーダーメイド化したお客さま専用の保険約款を提供してまいります。
- ・保険契約の更新等により変更となる約款の改訂内容をご案内してまいります。

また、今回の「ご契約期間中」に提供する保険約款のオーダーメイド化により、契約1件あたり200ページ(A4判)の紙の削減、年間約45トンの紙の削減効果が見込まれ、立ち木に換算すると、年間903本の森林伐採を抑制することができます。

当社は、引き続き、「ご契約時」、「ご契約期間中」、「お支払い時」のどの段階においても、ご契約内容において重要なことやお客さまが知りたいことを分かりやすくご説明できるよう改善に努めていくとともに、自社の事業活動に伴う環境負荷削減に向けた取組みを強化・充実してまいります。

「更新時にご提供する約款のオーダーメイド化」の概要は以下のとおりです。

1. ご契約期間中（更新時等）にご提供する約款冊子の構成

保険契約のご契約期間中（更新時等）にご提供する約款冊子の構成は次のとおりです。

- 送付状（挨拶状）
- 約款改訂のご案内
- 生命保険約款



2. ご契約期間中（更新時等）にご提供する「約款（特約条項）」の内容

ご契約期間中（更新時等）にご提供する生命保険約款には、ご加入いただいている保険契約の内容に合わせ、「新たに交付すべき約款（特約条項）」のみを掲載します。

生命保険約款



例)

「定期保険特約付終身保険」にご加入のお客さまが、

定期保険特約 傷害特約

災害入院特約 疾病特約

の4特約を更新された場合

今回更新された4特約については更新時の約款(特約条項)が新たに適用されることとなります。



定期保険特約条項 傷害特約条項

災害入院特約条項 疾病特約条項

のみが掲載されたお客さま専用の生命保険約款を提供します。

従来は、「ご加入されていない約款（特約条項）まで掲載した生命保険約款」（所定の約款・特約条項が掲載された既製の約款冊子）を提供していたため、以下のような問題点がありました。

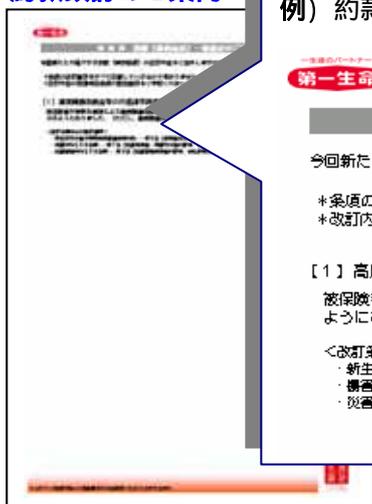
- ▶ 必要以上に厚い冊子を提供していた。
- ▶ ご加入されていない特約についても保障があるとの誤解を与えてしまう恐れがあった。

3. 「約款（特約条項）」の改訂内容に関するご案内 < 特許出願中 >

生命保険契約（特約）を更新された場合、更新時点での約款（特約条項）が適用されます。つまり、約款の内容に改訂があった場合、同一の特約であっても更新前と更新後で保障内容等の一部が変更となる可能性があります。

お客さまが今回更新された生命保険契約（特約）について、更新前と比べて保障内容等が変更となっている場合には、変更内容を明示することにより分かりやすくご案内します。

約款改訂のご案内



例) 約款にて「高度障害代理請求規定」が制定されている場合

第一生命

■■■■ 約款（特約条項）一部改訂のご案内 ■■■■

今回新たにお届けする約款（特約条項）の改訂内容をご案内しますので、内容のご確認をお願いします。

*条項の改訂箇所をすべて記載しているものではありません。特に重要な改訂箇所をご案内しています。
*改訂内容の詳細は各条項の該当箇所をご参照ください。今後はこちらの約款（特約条項）が適用されます。

【1】高度障害保険金等の代理請求制度について

被保険者が特別な事情により高度障害保険金等の請求ができないときは、所定の代理人が高度障害保険金等を請求できるようになりました。（ただし、高度障害保険金等の受取人が法人の場合を除きます）

<改訂条項および改訂箇所>

- ・新生存給付金付定期保険普通保険約款…第5条（保険金および生存給付金の請求、支払時期および支払場所）/別表1
- ・傷害特約S58条項…第7条（災害保険金・障害給付金の請求、支払時期および支払場所）/別表1
- ・災害割増特約S58条項…第3条（災害割増保険金の請求、支払時期および支払場所）/別表1

上記改訂内容案内を作成するシステムを開発し、現在、特許出願中です。

以上